

手当・助成金など

※国の施策により、制度を変更する場合があります。

名称	内容	備考
出産育児一時金	<p>出産に関する費用負担の軽減のために、公的医療保険（健康保険、共済組合など）から出産時に一定の金額（1児につき48万8千円 *1）が支給されます。</p> <p>手続きの詳細は、加入する健康保険により異なります。（*2）</p> <p>*1 産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産の場合は50万円</p> <p>*2 出産する医療機関を通じて手続きする場合と健康保険などへの手続きが必要になる場合があります。</p>	<p><国民健康保険> 住民課 TEL：0748-52-6584</p> <p><その他の健康保険> お勤め先、もしくは加入している保険者 ※詳しくは、お問い合わせください。</p>
児童手当	<p>次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。</p> <p>【支給対象】0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方</p> <p>【支給額】3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円 （第3子以降は、15,000円） 中学生 一律10,000円 特例給付 一律5,000円</p> <p>【支払時期】6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。</p> <p>*所得制限があります。</p>	<p>【手続き】 出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、子ども支援課（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要 【認定請求に必要な添付書類持参物等】 ・健康保険被保険者証の写し等 ・請求者名義の口座のわかるもの（通帳等） ・本人確認書類（運転免許証など） ・マイナンバーのわかるもの（通知カードやマイナンバーカード）</p> <p>子ども支援課 TEL：0748-52-6583</p>
児童扶養手当	<p>離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親にかわってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障害がある家庭の親を対象に児童の健やかな成長を願って支給されます。</p> <p>【手当の額（対象児童が1人の場合）】 全部支給 月額 45,500円 一部支給 月額 45,490円～10,740円 2人目 月額 10,750円～5,380円 3人目以降 月額 6,450円～3,230円</p> <p>*所得制限があります。</p> <p>【支払時期】 奇数月ごとにそれぞれ2か月分が支給されます。</p>	<p>【手続き】子ども支援課に必要書類を提出 *詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>子ども支援課 TEL：0748-52-6583</p>
特別児童扶養手当	<p>20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が手当を受けることができます。</p> <p>【手当の額（対象児童が1人の場合）】 1級（重度障害）月額 55,350円、 2級（中度障害）月額 36,860円</p> <p>【支払時期】4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。</p> <p>*所得制限があります。</p>	<p>【手続き】子ども支援課に必要書類を提出 *詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>子ども支援課 TEL：0748-52-6583</p>